

## 第9 北海道感染症危機管理対策本部会議 議事録

日時：令和2年3月3日（火）16:00～16:45

場所：テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、これより北海道感染症危機管理対策本部の第9回本部員会議を開催いたします。

まず、議事に入ります前にご紹介をさせていただきます。まず、国立感染症研究所の専門家チームのお二方でございます。先月27日から昨日まで釧路市にお入りいただきまして、現地の調査分析を行っていただき、本日から道と札幌市の調査分析にあたっていただきます。まず、山岸主任研究官でございます。

【山岸主任研究官】

国立感染症研究所感染症疫学センターの山岸でございます。よろしくお願いいたします。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、実地疫学専門家養成コースの佐藤様でございます。

【佐藤氏】

国立感染症研究所実地疫学専門家養成コースの佐藤哲郎と申します。よろしくお願いいたします。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、土曜日に知事から総理への要請を行いました。この要望を踏まえましてですね、本日から厚生労働省からの派遣職員として保健活動のご支援をいただくこととなりました、お二方ご紹介をさせていただきます。まず、北大名誉教授の佐伯先生でございます。

【佐伯名誉教授】

北海道大学名誉教授の佐伯と申します。よろしくお願いいたします。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、自治医科大学看護学部の春山学部長でございます。

【春山学部長】

自治医科大学の春山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【副本部長（中野副知事）】

今ご紹介をさせていただきました。それでは、さっそく議事のほうへ入らせていただきます。まず、保健福祉部長から状況の報告などをお願いいたします。

【保健福祉部長】

私から資料1から5まで、少々長くなりますがご了承いただきたいと思います。

まず資料1をご覧くださいと思います。1の(1)「道内の発生状況及び検査の状況」でございですが、6ページから7ページにかけて太枠の部分を確認いただきたいと思います。前回の本部会議以降の新たな事例になります。道内におきまして、2月28日に5例、29日に2例、3月1日に3例、3月2日に4例の新型コロナウイルス感染症の患者の方が確認され、本日現在、77名の患者が発生している状況となっております。

また、「検査の状況」につきましては、7ページの欄外に書いておりますが、札幌市の検査分を含め、3月2日12時30分現在で533名の検査を実施しております。

「患者の状況」につきましては、その下の表にありますように、これまでの患者さんが77名、このうちお亡くなりになられた方が3名、退院をされた方が12名で、現在、入院などにより治療中の方が62名となっております。なお、本日、道立衛生研究所で検査結果が判明した中には陽性の方はおりませんでした。

続きまして、資料の1のページに戻っていただきたいと思います。

1の(2)「国内の発生状況」をご覧くださいと思います。下線を引いている部分が、前回会議から更新いたしました箇所です。3月2日12時まで確認されている患者は232名で、このほかに22名の無症状病原体保有者が確認されております。

続いて同じく1ページの2の「国の対応」についてでございます。

下の方(20)にありますとおり、2月29日、総理が緊急記者会見を行い、2月27日に要請した全国一斉臨時休校の趣旨の説明を行うとともに、所得減少に伴う助成金制度創設など、今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明いたしました。

また、2ページになりますが、(21)に記載のとおり、3月1日に第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明いたしました。

続いて2ページの3「道の対応」について、3ページをご覧ください。(10)に記載のとおり、2月29日、感染者が全国一多くなっている状況、全道全域に広がりを見せている中、知事から総理へ緊急要望を行っていただきました。要望の内容の詳細と、それに対する国の対応は、それぞれ資料2-1、2-2のとおりでございます。後ほどご説明をいたします。

また、(11)にございますとおり、3月1日、知事から緊急事態宣言中の注意事項として、「換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は、自宅で休んでいただくこと」などの道民向けのメッセージを発出いたしました。

さらに、(12)にありますとおり、昨日、3月2日から、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化したところであります。

続きまして、資料2-2をご覧ください。この資料は、先ほどの説明でも触れました2月29日の知事から総理への緊急要望を出したことに対する国における対応状況をまとめたものでございます。

まず、全体の状況といたしまして、上の囲み部分ではありますが、道からの緊急要望に対し、国

においては、内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」で、「新型コロナウイルス感染症対策に関する連携・調整チーム」を中心に、北海道を全面的に支援することを決定いたしました。

次に「重点提案・要望事項」に対する「対応状況」についてであります。

項目1「重点対策地域としてあらゆる施策を緊急かつ集中的に実施すること」に対しましては、「連携・調整チーム」を中心に重点対応を推進するとしております。

項目2「感染防止対策などの施策の切り替えの基準や施策の詳細に関するガイドラインの提示」に対しましては、今後の状況の進展に応じて段階的に講じていくべき施策と対策の移行に当たっての判断の考え方が明示されました。

項目3「検査体制の強化に向けた支援」に対しましては、検査能力の強化、PCR検査の保険適用の実施を行うとしております。

項目4「一般病床の活用に向けた院内感染対策指針や自宅療養の対応方針等の提示」に対しましては、一般病床における感染予防対策を例示するとともに、患者増に伴い重症者の入院に支障をきたす場合、軽症者は自宅療養を原則とするなどの考え方が明確化されました。

項目5「感染症管理の専門家や保健師の派遣調整」に対しましては、専門家を保健所等に派遣としており、専門家につきましては、既に先週3名の派遣をいただき、その後さらに3名の派遣も追加でいただいているところです。

項目6「高齢者・基礎疾患をお持ちの方の把握・情報提供や支援体制の整備」に対しましては、相談・受診の目安等を公表するとともに、電話等を用いた薬剤処方等の留意点が提示されました。

項目7「有給休暇など企業等への働きかけ、休業補償等に関する支援体制整備」に対しましては、新しい助成金制度の創設、雇用調整助成金の特例等の実施に向け検討を加速するとしております。

続きまして、資料の3-1をご覧くださいと思います。

3月1日に厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部から発出をされました「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策の移行について」の通知内容に関し、概要版で要点をご説明いたします。

まず、「1 基本的な考え方」といたしましては ○の一つ目にありますとおり、サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制について、段階的に講じていく対策と、移行判断の考え方、適用地域の範囲を示すものとされております。

続いて、「2 サーベイランス／感染拡大防止策」についてであります。現行は、(1)にありますとおり医師が必要と認める場合にPCR検査を行い、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を把握。健康観察や外出自粛等による感染防止を図っていますが、状況の進展に応じて講じていくべき施策として、(2)に記載とおり、患者増加により全件PCR等検査実施では、重症者への検査に支障が出るおそれがあると判断される場合は、入院を要する肺炎患者等の診断・治療に必要な検査を優先するとしております。

また、積極的疫学調査を、優先順位をつけて実施するとしていただいております。

続いて、「3 医療提供体制（外来診療体制）」でございますが、現行は(1)にありますとおり、帰国者・接触者相談センターから、帰国者・接触者外来につなげていただいておりますが、状況の進展

に応じて講じていく施策として、〈外来診療体制〉については、帰国者・接触者外来の受入患者が増大し、医療提供に支障をきたすと判断される場合、①の帰国者・接触者外来の増設、相談センターの体制強化と、②の受診時刻や入口等を調整した上での一般医療機関での受入をあげております。

次に1つ飛びまして、次のページになりますが、〈慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る電話等を用いた処方等〉については、電話等を用いた診療、ファクシミリ等による処方箋情報の送付等の適切な運用を周知するとしています。

次に〈地域住民等への呼びかけ〉につきましては、高齢者や基礎疾患を有する方等への適切な時期の受診のほか、記載の6点をあげております。ご覧をいただきたいと思っております。

続いて「4 医療提供体制（入院医療提供体制）」でございますが、現行は（1）にありますとおり、感染症指定医療機関等への入院措置を実施しておりますが、状況の進展に応じて講じていく施策といたしまして、〈入院医療体制〉については、患者が増大し、重症者等への医療の提供に支障をきたすと判断される場合、①の一般病院の一般病床も含め、一定の感染予防策を講じた上での病床の確保と、②の高齢者や基礎疾患を有する方以外の方で、症状がない又は症状が軽い方の自宅療養をあげております。

次に一つ飛びまして、〈重症者のための病床の確保〉につきましては、集中治療を要する重症患者を優先的に受け入れる医療機関を設定するとしております。

また、3つ目の〇になりますが、搬送体制を早急に協議の上、合意し、医療圏を越える搬送・受入ルールの調整を開始するとしております。

次に〈糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、透析患者及び妊産婦等のための病床の確保〉につきましては、専門治療を実施でき、かつ感染症患者の受入も可能な医療機関を早急に設定し、搬送体制の整備及び病床の確保を行うとしております。

次に、「5 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置」であります。都道府県単位として、関係機関や専門家からなる協議会の設置を実情に応じて検討するとしています。

次に、「6 各対策の移行に当たっての地域の範囲」であります。対策の移行は知事が協議会で意見を聴取しつつ判断をする。一般医療機関での外来診療や陽性で無症状又は軽症の方の自宅療養の場合は厚労省とも相談するとしております。

移行の単位は医療圏、市町村単位のいずれでも差し支えなく、知事が市町村等と相談しつつ、個別に移行を決定するとしております。

続きまして、資料4をご覧ください。1ページであります。

昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の見解」によれば、本道のデータなどを元にした分析で明らかになってきたことは、「症状の軽い人も、気がつかないうちに、感染拡大に重要な役割を果たしてしまっていると考えられる」とのことです。また、「これまでに国内で感染が確認された方のうち、重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させておらず、その一方で、密閉された空間など一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例がある」とのことです。

さらに、患者の症状の面では、「感染が確認された症状のある人の約80%が軽症で、14%が

重症、6%が重篤とされておりますが、重症化した人も、その約半数は回復している」とのことです。

2ページをご覧ください。

2の本道の状況ですが、「推定される発症者数は、日ごとに急速に増加していると考えられるものの、この1～2週間の間に、人と人との接触を可能な限り控えるなど、積極的な対応により、感染拡大を急速に収束させることが可能」とのことです。

次に、3の本道の特徴ですが、地域的特徴としては、「都市部には、人口が多く、社会・経済活動の活発な若年層が集中していますが、他の圏域には、重症化の恐れのある高齢者が多く住んでいるという特徴があるとともに、6圏域間の人の移動は、都市部と他の圏域との間での流動が多い状況」とのことです。

また、「本道には、中国からの旅行者が多く、そうした人々から感染が広がったと考えられるものの、本道全体を全て覆うほどの感染状況にはなっておらず、本道全域に感染者が点在している状況にあり、人口比率で見ると、圧倒的に遠隔地で感染者の報告数が多い状況」であること。

次に、4の本道で実施すべき対策ですが、「感染を急速に収束の方向に向かわせるためには、人と人との接触を最大限に避けることを、いま集中して実施すべき」とのことです。

もし、こうした対策が行われず、何も行動を変化させない場合、「感染者数が急増し、一定の潜伏期間後に発症者数も急増することが予想され、その一部は重症化する可能性があり、健康被害をもたらすほか、医療提供体制に甚大な悪影響を及ぼす事態を招く」とのことです。

また、感染症の中には、「大多数の人々が感染することによって、感染の連鎖が断ち切れ、感染していない人を保護する仕組みが機能できるものもあるが、現在の本道の状況は、こうした仕組みの機能を期待できるレベルではない」とのことです。

次に、5の道民の皆さんができることとして、「軽い風邪症状でも外出を控える」、「規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かない」ことが明示をされています。

また、事業所等の皆さんができることといたしまして、「テレワーク、リモートワーク、オンライン会議など、人と人が接触をしない形態を活用するとともに、出張も最低に抑制」することが明示されています。

なお、社会機能の維持に関わる事業者や、診療の継続が必要な医療機関は、「感染防御に十分注意」し、事業などを行うこととされています。

最後に、6の若者の皆さんへのお願いとして、「10代、20代、30代の若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは低いものの、軽症の方が、重症化するリスクの高い人に感染を広げてしまう可能性がある」ことから、こうした世代の方々が、人が集まる風通しの悪い場所を避けることが多くの人々の重症化を食い止めることにつながるとしております。

次に資料5であります。

2月24日に「北海道感染症危機管理対策本部」の下に設置をいたしました「新型コロナウイルス感染症対策チーム」の活動状況の概要につきましてご報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本道の状況は、全国で最も患者さんが多い状況にあります。本日現在、77名の方が確認をされているところでございます。

感染が拡大しつつある中、1日も早くこの問題を終息させ、道民の皆様の命と健康を守り、暮らしへの影響を最小にするためには、検査体制の強化や医療提供体制、治療・相談体制の充実に向け、取り組んでいるところであります。

まず、医療体制班であります。入院患者数がさらに増加することも想定し、限られた医療資源を最大限効果的に活用する体制の整備をしているところであります。

診療体制の確保に向けた取組といたしまして、感染症病床の利用に加え、一般病床等が利用できるよう、国立病院、公立病院、赤十字病院、厚生病院等に要請し、現在、約200床まで拡大している状況であります。

また、検査体制の整備に向けた取組として、道立衛生研究所、札幌市衛生研究所以外の実施機関拡大に向け、現在調整をいたしております。

また、国立感染症研究所の支援による体制拡大を検討しているところであります。

防護用品の調達に向けた取組といたしまして、指定医療機関からの提供要請に対して、道立保健所分の備蓄を提供いたしております。

次に保健活動班の関係でございますが、保健活動班は道立保健所における保健活動の技術的助言、マンパワーの確保に向けた派遣調整等を行っております。

感染状況の把握、感染拡大防止、住民の皆様の不安解消等に向けた取組として、医師チームが、行政検査の対象者や濃厚接触者の対象範囲等に関する判断に対し助言をさせていただいております。

また、保健師のチームは、患者のご家族が安心して療養できるよう、心のケアを含めた保健指導や一般住民の感染不安に適切に対応できるよう、保健指導用パンフレットや一般住民の皆様に向け普及啓発資料を作成するなど、保健所の保健活動に対する技術的サポートを行っております。

保健活動の質の向上に向けた取組といたしまして、3月3日、本日から10日までの予定で、厚生労働省から、感染症及び保健活動に精通した大学教授2名の派遣を受け、保健活動のスーパーバイズを受けることとしております。

次に、相談対応班は、道民の皆様の不安や疑問にお答えをするため、情報提供や相談対応を行う体制を整備するとともに、帰国者・接触者相談センターにおいて、感染疑い例を「帰国者・接触者外来」に受診をしていただくよう調整を行っております。

相談体制の充実にに向けた取組として、まず、本庁において、昨日、3月2日から電話受付を24時間対応としました。また、北海道看護協会、元道職員保健師皆様の協力をいただいて、臨時職の確保に努めたところであります。

次に保健所におきましては、相談件数の増加に対応するため、振興局内の他課保健師の応援派遣、元道職員の保健師等に協力を依頼し、臨時職員の確保に務めているところであります。

最後に広報班でございますが、道民の皆様に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を行っていただきたい旨、取組を行っております。

各種情報の収集及びチーム内の共有、新型コロナウイルス感染症に関する新聞やテレビ報道内容、国、厚生労働省等の情報、国会、WHO の情報収集、各都府県の状況及び対応の情報収集などを行っています。

また、ホームページの更新、Twitter・Facebook・知事の動画等によりまして積極的に情報発信を行っているほか、緊急事態宣言の周知といたしまして、包括連携協定先に協力をお願いしております。

発信内容としては、「換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かないこと」などをお願いしているところでもあります。

以上が対策チーム各班の対応状況でございます。今後とも、感染流行の早期終息や感染拡大の防止に向け、「やれるべきことは、全てやる」という考えに立って、市町村や医療関係者の皆様、事業者の方々、道民の皆様とともに、全力で取り組んで参りたいと考えております。

【副本部長（中野副知事）】

ただ今の報告に関連いたしまして、各部の対応などご報告をお願いいたします。  
まず、危機管理監、お願いいたします。

【危機管理監】

私から救急搬送にかかる道職員の北見市への派遣につきましてご報告申し上げます。

北見市において感染者が増加していることを受けまして、医療機関の受入れを緩和させるためのものでありまして、他地域への搬送について応援を行うこととしたものであります。

派遣職員につきましては、消防学校が、今休校という中で、救急に精通する教官4人及び危機対策課職員2名の計6名、及び学校が所有する救急車両等2台を北見市に派遣したところであります。

6名は、昨日北見入りし、さしあたって1週間活動することとしておりますが、状況に応じて、さらなる措置の検討をしていきたいと思っております。

なお、昨日夜、北見市内の医療機関から網走市内の医療機関へ1名を搬送したことを申し添えます。以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、総合政策部お願いします。

【総合政策部長】

総合政策部でございます。私の方から新型コロナウイルスにかかる感染防止にかかる大学等への行動についてお話をさせていただきます。

3月1日の知事の「緊急事態宣言」において、道民の皆様に対し、換気が悪く、大勢で集まる場所には行かない、風邪気味の方は自宅で休むよう、要請していましたが、資料の4でご説明がありましたが、厚生労働省から改めて発表された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の「新型コロナウイルス感染症対策の見解」を受け、札幌市と連携し、改めて、道内の大学や短大、専修学校など229校に対し、若者への感染拡大防止に向けた協力依頼について、在籍する学生に周知いただくよう、本日付けで依頼文書を発出します。以上であります。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、教育長お願いします。

**【教育長】**

私から3点あります。まず1点目。教職員の健康チェックであります。各教職員の健康チェックを臨時休業前に遡って、生徒さんに授業にしている時を含めて遡って、実施しております。

現在、健康面で心配するような報告はなく、引き続き感染予防という観点から健康チェックを進めていくことにいたします。

2点目ですが、明日3月4日、高校入試があります。現在、校内の消毒も含めて最終の準備作業をしている状況でございます。予定どおり、3月4日は実施することとしております。

3点目は、「分散登校」の取り扱いについてでございます。

昨日、全道の教育長にお声がけをして145名の教育長の参加を得て、テレビ会議で意見交換をさせていただきました。

各教育長から、「臨時休業の長期化に伴い、保護者の方から心配する声が上がっている」という問題や様々、教員側も心配する声といったものを出していただき、「分散登校を実施してほしい」という意見が大勢ございました。

一方、昨日、文科省と厚労省の連名で、学校を放課後児童クラブとして活用し、教員が携わることとする旨の通知があり、臨時休校している学校と学校で学童保育の在り方につきまして、一度整理が必要な状況になっていることが1点目。

加えて、厚労省の専門家会議から、北海道における感染拡大の現状「若者が感染を拡大させるリスクがある」といった見解、また、委員の発言として、「北海道で潜在的に感染している可能性がある方の推計」というものが報道された。

こうしたことで保護者や子どもたちの不安の高まりが考えられ、児童生徒の登校について、保護者のお考えというものの把握も必要であると考えています。

こうした状況を踏まえ、この分散登校につきましては、保護者の方や教員、各自治体のお考えを確認すること、臨時休業中の放課後児童クラブの運営や教職員の勤務のあり方を整理することが必要となってきている。このため、今週中にもう一度、各教育長と協議をする機会を設けて意見をきくといった形で取り組みを進めて参ります。私からは以上です。

**【副本部長（中野副知事）】**

続きまして、オホーツク総合振興局お願いいたします。

**【オホーツク総合振興局長】**

オホーツクの現在の状況についてご報告させていただきます。オホーツク管内では、昨日までに12人の感染者が確認されており、そのうち10名が北見市で発生しています。また、北見市の10名のうち、多くの方が2月に行われた同じ催し物に参加された方、および関係者となっております。振興局ではこの状況に対処するため、管内の他の保健所の保健師、および事務職員を派遣し、現地での調査や減額調整の応援を行っています。

また昨日は、保健福祉部の技監および技師の2名を北見に派遣いただき、北見市に対し、現在の状況などを説明していただいた他、北見保健所管内の病院の医師などを対象に意見交換会を開



催していただきました。また、北見保健所に保健福祉部の職員を、さらに北見市に消防関係の職員を派遣いただいております。感謝申し上げます。これまで地元住民などからは、現在の状況はどうなっているかなどについて、保健所や北見市に問い合わせが多くありました。現在の状況や詳細な内容などについて、住民に十分な情報提供ができていないため、市民が大きな不安を抱えるなど、市民生活への影響が発生しており、情報提供のあり方が課題であると考えます。

いずれにいたしましても、北見市および住民の皆様に対し、必要な情報を提供していくことや、地域保健所の体制の強化が重要と考えますので引き続きご支援をお願いいたします。オホーツクは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、札幌市からのご報告をお願いいたします。

【札幌市】

札幌市からご報告します。昨日3月2日に厚生労働省から発表されました新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の展開を受けまして、札幌市内17大学の学長に対して同会議が呼びかけている若者への感染拡大防止に向けた協力依頼をしております。内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大を急速に収束させるため、のどの痛みなどの軽い風邪の症状があっても、外出を控えていただく他、規模の大小にかかわらず、風通しの悪い空間で人と人とが至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないようにするといった対策が重要となりますので、当該展開を踏まえた対応について、貴学に在籍する学生に周知いただきますようお願いいたしますといった内容でお知らせをしております。私からは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、他に各部・各振興局などから何かご発言等がありますでしょうか。よろしいですか。それでは、本部長から指示をお願いします。

【本部長（知事）】

先ほど説明がありましたとおり、昨日、国の専門家会議の見解が示されたところでございますが、総じて「緊急事態宣言」のもとに、道が先んじて進めてきた「週末の外出をできる限り控えていただくこと」や「一斉休校」のほか、「換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かないように心がけていただきたいこと」、また、「部屋の空気は、定期的に入れ替えていただきたい」ということ、さらには、「風邪気味の方は、自宅でお休みをいただきたい」ということなど、道民の皆様方に、ご理解とご協力を要請してきた様々な事項につきまして、専門家会議の見解に照らし合わせますと、北海道の地域的特性や感染の特徴等の分析から得られた、北海道が実施すべき対策、すなわち、「感染を急速に収束の方向に向かわせるためには、人と人との接触を最大限に避けることが必須であり、これを今、集中して実施すべきである」という見解に対して、概ねその方向性に沿った取組がこれまで進んでいるものと考えているところでございます。

これまで様々な取組を展開して参りましたが、本日ご出席の皆さんにご協力を改めて感謝

申し上げたいと思います。

本道が進めてきた、これまでに経験のない思い切った対策については、1日も早くこの問題を終息させ、道民の皆様の命と健康を守り、暮らしへの影響を最小のものとするための措置として取り組んできたものでございます。

その実施に際しましては、多くの道民の皆様の深いご理解とご協力のもとで実施をすることができているものでありまして、心から皆様に感謝を申し上げたいと思います。

この間の動向を申し上げますと、参考資料1「患者発生状況等」をご覧くださいますと分かる通り、2月20日頃から患者が増加いたしまして、その後急増傾向にあったものの、今月に入ってから、PCR検査の陽性件数が連日5件以内にとどまっている部分がございます。

一方で体調も回復され、その後の検査におきまして、陰性が2回確認されて、退院されるという方も増えてきておりまして、合計で今12名に達するという状況の結果になっています。ですから、現在の入院患者数は概ね60人程度で、横ばいの傾向ということが言えると思います。

また、参考資料2「専門家会議による見解」の資料です。

専門家会議でも北海道の分析に当たり、緊急事態宣言に触れていただいておりますが、緊急事態宣言を発し、様々な対策を積極的に行ってきたところです。

赤のラインは日別の患者数で、報告までに時間差が10日ほどありますのでずれていますが、我々のところで把握できるのは「報告患者数」ということになります。

劇的な抑止効果を働かせることができるということであれば、緊急事態宣言以降の点線のとおり減少していくが、一方で何ら対策を打たないということだと、赤のラインで緊急事態宣言以降、非常に大きく伸びているが、患者が急増する恐れありと指摘されています。

道としては、必要な対策を適時・適切に、かつ、継続的に執り進めていくことが重要であると考えています。

こうした中において、昨日の専門家会議では、道民の皆様にご協力いただくといったことや、事業者の皆様へのお願いなどについても発信されました。

その中で特に注目すべきこととして、10代から30代の全国の若者が、重症化するリスクの高い人に感染を広める可能性があるということで、それらの皆さんが「人が集まる風通しが悪い場所を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救える」と発信したところではないかと思えます。

これらの専門家の見解は、現時点のものとしてありますが、道としましては、この見解を受け止め、まず、北海道における若者世代の皆様にごそ、「うつらない！うつさない！」といった意識を高めていただくよう、強く訴えていく取組を進めていきたいと思えます。

また、すべての道民の皆様に対しては、今週から既に取り組んでいただいておりますが、「換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かない！」「部屋の空気は、定期的に入れ替えを！」「風邪ぎみの方は、自宅で休む！」など、感染拡大防止のための行動について、よりしっかりと取り組んでいただくよう、改めて、皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりますので、本部会議でも皆さんに共有したいと思えます。

その上で、現状や専門家会議の見解等も踏まえ、次の週末については、感染リスクが高まる行動を控えていただくことを念頭に、具体的に取り組んでいただきたい内容を、木曜日までにお知らせしたいと考えております。

道民の皆様には、引き続きご負担をおかけすることになりますが、道民の皆様の命と健康を守るという観点から、ご理解と改めてのご協力を心から皆様をお願いを申し上げます。

なお、学校における取り組みに関しまして、分散登校については、先ほど教育長からお話があった、市町村・教員・保護者の皆様、子供達、様々なご意見が今、一斉休業の中でございます。

また当初は、1週間程度が保護者の皆様の負担を考えると一つの単位だろうと発言させていただいていました。

丁寧聞いていただきながら、一斉休業の時はなかなか期間がなかったが、検討していただく期間を設けていただくよう、教育長にお願いしたいと思います。

また、臨時休業が長期化しているので、生活リズムの乱れや、外出を控えることへのストレスがあると思います。特に低学年や特別な支援が必要なお子様へのケアについては、しっかり考えていくべきと思います。

そういった意味では学校を活用するケースや、お子様や保護者の皆様にも、今不安や相談したいことがあるのではないかと思いますので、学校で先生に相談を受けることや、家庭訪問なども必要な場合があるのではないかと考えています。

ですので、こうした個別の対応が必要であったり、できるだけ早く対策を考えなければいけない部分については、市町村でもどのようなことができるか、道教委の中でも検討していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、早期の終息、そして、道民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、様々な対策を積極的に実施し、感染症対策に万全を期す考えでありますので、本部員の皆様におかれては、若者向けの啓発等のもとより、道民の皆様の命と健康を守りつつ、暮らしへの影響を最小にするため、引き続き「やれるべきことは、全てやる」との考えのもとで、各々の立場で考え得る様々な取組についてしっかり進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

#### 【副本部長（中野副知事）】

それでは、学校での対応については別途ご検討の程お願いします。

また、各部・各振興局におかれましては、引き続き万全の対応をお願いします。

以上をもちまして、感染症危機管理対策本部会議 第9回本部員会議を終了します。